



議会だより

平成30年5月1日発行
発行 青森県上北郡横浜町議会
〒039-4145
青森県上北郡横浜町字寺下35
電話 (0175) 78-2111
FAX (0175) 78-2118
編集 議会広報編集委員会

横浜小学校児童による子ども議会



撮影日：平成30年3月1日

●30年度一般会計予算 P 2 ~

予算総額44億4,400万円 前年度比7億円の増
限られた財源の中で、福祉対策、生活環境対策、第一次産業振興や子育て支援などの所要額を確保

●第1回定例町議会 P 4 ~

一般質問に2人登壇 沖津正博議員、野坂浩二議員

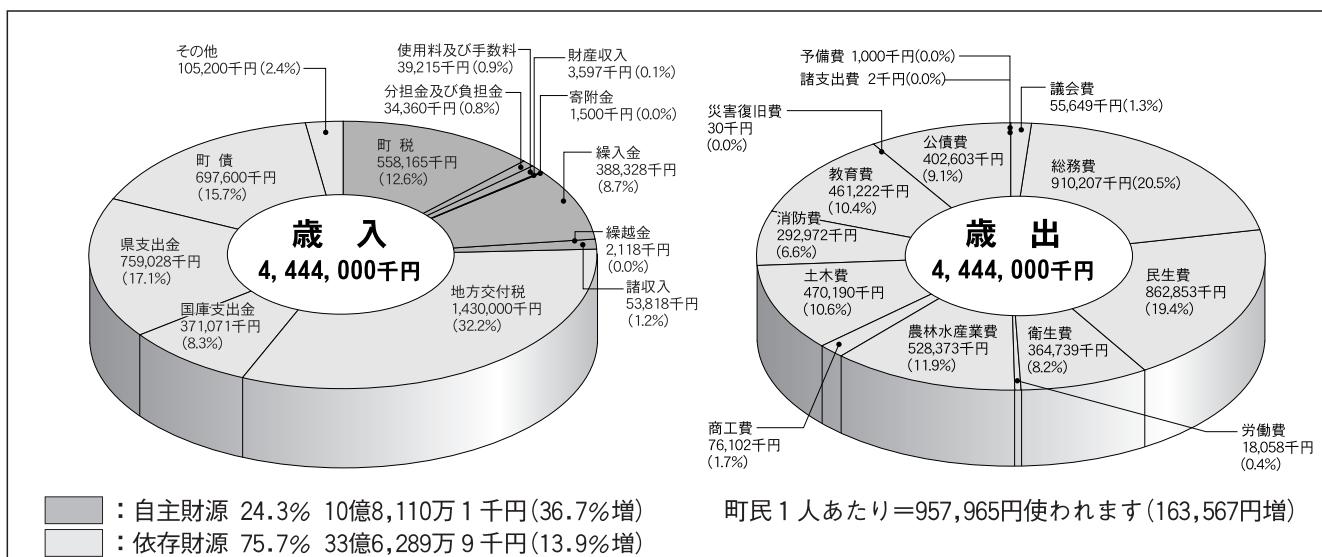
●予算審査特別委員会 (町政全般多岐にわたり質疑) P 8 ~

平成30年度町の予算

一般会計予算 44億4,400万円

(前年比 7億円の増 18.7%の増)

当初予算編成にあたっては、経常経費の節減に努めるとともに、限られた財源の中で町政施行60周年記念事業の実施、公共施設の改修・整備、町民の福祉向上、次世代を担う子供たちの教育環境の整備、子育て支援・定住対策、第1次産業の振興などに重点を置いた予算措置となりました。



《一般会計予算の概要（歳出）》

議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費
5,565万円 	9億1,021万円 	8億6,285万円 	3億6,474万円 	1,806万円 	5億2,837万円
商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費
7,610万円 	4億7,019万円 	2億9,297万円 	4億6,122万円 	3万円 	4億260万円
諸支出金	予備費	災害復旧費	教育費	労働費	農林水産業費
予備費	農林水産業費	労働費	教育費	災害復旧費	諸支出金
100万円	5億2,837万円	1,806万円	4億6,122万円	3万円	4億260万円

《主な使いみち及び予算額》

〈総務課・企画財政課〉

安全安心のまちづくり政策

[新規事業]

庁舎耐震補強及び改修工事	2億6,756万7千円
町制施行60周年記念事業	1,200万円
全国瞬時警報システム受信機更新整備事業	326万5千円
避難所案内標識等整備工事	1,488万円
車両本体購入費（税務課）	250万円
家屋管理システム導入業務委託料	400万円
[継続事業]	
がんばる団体活動助成事業（50万円×3団体）	150万円
元気な町内会活動助成事業（30万円×8団体）	240万円

〈健康福祉課〉

子育て支援の施策充実

[新規事業]

博愛号配置事業負担金	251万3千円
子ども子育て支援事業計画策定業務委託料	220万円
保健・児童センター建設事業費	1億4,645万2千円
[継続事業]	
子ども医療助成事業（電源立地地域対策交付金）	
※高校生までの医療費無料化	1,400万円

〈産業振興課〉

一次産業の経営安定に向けた施策の取り組み

[新規事業]

農業用機械等導入支援事業補助金	500万円
農産物集荷等業務委託料	196万3千円
[継続事業]	
地域商業活性化事業補助金（プレミアム商品券）	300万円
中山間地域等直接支払制度事業	2,628万円
菜の花フェスティバル運営事業	1,918万円
ふるさとのまつり運営事業	864万7千円

〈建設水道課〉

町民の生活及び道路整備

[新規事業]

農道橋長寿命化計画策定業務委託料	480万円
急傾斜地対策事業負担金	200万円
[継続事業]	
道路改良舗装工事	3,930万円
橋梁補修事業	6,000万円
町道新町旭町線泊街道踏切拡幅事業	1億2,600万円
道路除雪作業委託費	3,300万円
町営住宅整備事業（イタヤノ木地区）	1億3,650万円

〈教育委員会・給食センター〉

将来を担う子どもも達の教育環境の充実

[新規事業]

公共施設等解体工事費	
(旧横浜小学校校舎・旧給食センター他)	9,672万円
スクールバス購入事業費	2,762万6千円
グラウンド土補充工事費（横浜中学校）	1,100万円
[継続事業]	
中学生海外体験学習事業	350万円
町費負担臨時教職員（小学校2名、中学校2名）	1,400万円
スクールバス運転業務委託料	3,206万1千円

○特別会計

●横浜町国民健康保険特別会計	6億6,011万5千円
●横浜町介護保険特別会計	
・保険事業勘定	7億2,117万円
・介護サービス事業勘定	344万3千円
●横浜町後期高齢者医療特別会計	5,649万2千円
●百目木地区農業集落排水事業特別会計	3,041万4千円
●横浜町水道事業会計	
・3条予算（企業活動に対応する費用）	8,269万2千円
・4条予算（施設設備への投資やその財源となる企業債等）	
	1,417万2千円

《補正予算(平成29年度)》

◇一般会計

10億3,092万8千円を追加し

→予算総額を50億4,103万9千円へ

<主な施策・予算>

保健児童センター建設基金積立金	3億円増額
公共施設等解体撤去基金積立金	2億円増額
公共施設等維持修繕基金積立金	5億円増額
除雪作業委託料	1,000万円増額
保育所運営委託費	800万円増額
子ども医療助成事業	150万円増額

◇国民健康保険特別会計

2,814万1千円を減額し→予算総額を8億6,970万1千円へ

◇介護保険特別会計

2,697万8千円を減額し→予算総額を7億6,262万6千円へ

◇後期高齢者医療特別会計

3万7千円を増額し→予算総額5,552万1千円へ

◇百目木地区農業集落排水事業特別会計

189万円を増額し→予算総額を5,573万6千円へ

◇水道事業会計

3条予算（企業活動による収益とそれに対応する費用）

・収益的収入	
19万5千円を増額し	→予算総額を1億593万1千円へ

・収益的支出

114万3千円を減額し→予算総額を1億191万1千円へ

4条予算の資本的収入及び支出につきましては補正是ありません。

〈専決処分した事項〉

平成30年2月21日付け

○平成29年度一般会計補正予算

歳出 ○海岸漂着物収集運搬処理事業	200万円増額
○海岸漂着物収集運搬処理業務委託料	

1,200万円増額

平成30年 第1回定例町議会

3月定例会は3月2日（金）から8日（木）までの7日間の会期日程で開会し、日程を1日繰り上げ閉会しました。

初日に町長の提案理由の説明があり、平成30年度一般会計予算、平成29年度一般会計補正予算、横浜町行政手続条例の一部を改正する条例案など17件、承認1件、人事案1件、その他1件、補正予算6件、当初予算案6件、合計32案件を慎重審査し、原案のとおり可決、同意しました。

平成29年度一般会計、特別会計など併せて7会計については予算審査特別委員会を設置し、原案のとおり可決しました。

一般質問には、沖津正博議員、野坂浩二議員の2人が登壇し、国保税の引き下げと軽減についてや、空き家対策と町営住宅・定住促進住宅についてなど多方面にわたり論戦を展開しました。

（全議案原案可決）

◎横浜町行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続法の一部改正に伴い、新たに設けられた規定を追加する等、所要の改正を行うため提案するものです。

◎横浜町情報公開条例の一部を改正する条例

個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正並びに行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

◎横浜町公共施設等維持修繕基金条例

横浜町が整備した公共用施設の修繕、更新、その他の維持修繕に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、条例を制定するものです。

◎（仮称）横浜町保健・児童センター建設基金条例

センターの建設資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、条例を制定するものです。

◎横浜町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

農地利用最適化交付金が交付されることに伴い、農業委員及び農地利用最適化推進員に対する報酬の上乗せ支給を可能とするため、横浜町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

審議した主な内容

◎横浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例

横浜町における再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する、農林漁業の健全な発展に資する取り組みと

して、地域の農林水産業へ寄与する地域振興事業及び再生可能エネルギーの地域利用に活用する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、条例を制定するもの

です。

◎横浜町特別会計条例の一部
を改正する条例

横浜町特定環境保全公共下水道事業の廃止に伴い、公共下水道事業等に関する項目を削除するため、横浜町特別会計条例の一部を改正するものです。

◎横浜町道路上占用料等徴収条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部を改正する政令の改正に伴い、横浜町道路占用料等徴収条例の一部を改正するものです。

◎横浜町下水道事業債償還金条例を廃止する条例

横浜町特定環境保全公共下水道事業の廃止に伴い、横浜町下水道事業債償還基金条例を廃止するものです。

◎横浜町介護保険条例の一部
を改正する条例

第7期横浜町介護保険事業計画における平成30年度から平成32年度までの3年間の第1号被保険者の保険料率の改定及び介護保険法第202条及び第203条の改正により、市町村の質問検査権につ

いて、第2号被保険者の配偶者若しくは、第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者についてその対象となるよう範囲が拡大されたため条例の一部を改正するものです。

◎横浜町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

平成30年厚生労働省令第4号により、横浜町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

平成30年厚生労働省令第4号により、横浜町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

平成30年厚生労働省令第4号により、横浜町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

◎横浜町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例

平成30年厚生労働省令第4号により、横浜町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正するものです。

◎横浜町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置条例の一部を改正する条例

横浜町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準に関する条例の一部を改正するものです。

一部を改正する条例

平成30年厚生労働省令第4号により、横浜町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正するものです。

◎横浜町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

平成30年厚生労働省令第4号により、横浜町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

◎横浜町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例

平成30年厚生労働省令第4号により、横浜町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正するものです。

◎横浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

横浜町介護保険法に基づき持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び11年厚生省令第36号）第140条の66は、地域包括支援センターの職員の基準を定めて

いるが、この職員のうち、主に介護支援専門員の定義が不明確であつたことから、その見直しが行われたため、横浜町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正するものです。

◎町道の路線の廃止について

現況は道路敷が不明であり利用者がなく、雑草等により通行不能となつていることから、一般の交通の用に供する必要がなくなつたため廃止するものです。

人事案件

◎人権擁護委員候補者の推薦について

任期 平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

委員 濱辺 和雄 氏



等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）の施行に伴い、当町における横浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

一般質問



沖津 正博 議員

質問1 国保税の引き下げと軽減を求める

国保世帯は、年金暮らしあや農家自営業者などの不安定で低所得の世帯が多く、高すぎる国保税は福祉向上と定住化を進める町において重要な課題であります。

①滞納によって短期保険証世帯や保険証を持たない被保険者が後を絶ちません。国保税の申請減免や医療費の一部負担金の減免制度の周知も大事と考えますが、近年の申請状況について伺います。

②来年度より、国保運営主体が県に移行されます

が、市町村の格差のある保険税はすぐには統一できません、町は現状のままの税額で来年度も実施するとの報告がありました。税が統一される前に少しでも国保税を下げる考えがないか伺います。

③ここ数年来のうち国保会計の単年度収支はどのようになっているのか。また、国保運営基金残高の推移状況について伺います。

答弁(町長) 国や県と一緒にって今後も安定的な運営に努める

国保税の減免に係る申請状況ですが、平成22年から23年にかけて、大きな災害や、農作物被害、漁業関係の不漁等もなく申請はない状況です。

ただし、非自発的失業者の軽減措置は毎年2~3件あり、隨時受付しております。

税が県統一となる前に

少しでも国保税を下げる考えはないかとの質問です。基本的には平成30年度以降は、毎年県が示す納付金及び標準保険料率を基に、町が税率を決める事になります。

現在、横浜町の1人当たりの納付金額は、県内2番目に高い額となっておりますが、今後、医療費指数や所得水準が下がつていけば納付金の額も減額され、保険税も下がると見込まれます。

当町としては、必ず県へ納めなければならぬ納付金の額を基に保険税率を定めて行く予定でありますので、法定外の繰入等をして保険税を下げることなどは、現状は考えておりません。

また、国保会計の単年度収支は、過去5年の状況をみると、黒字が3ヶ年、赤字が2ヶ年あり、金額ではプラス800万円からマイナス900万円の間で増減し、赤字であった年度は、基金を充

考えはないかとの質問です。基本的には平成30年度以降は、毎年県が示す納付金及び標準保険料率を基に、町が税率を決める事になります。

少しだけ国保税を下げる考えはないかとの質問です。基本的には平成30年度以降は、毎年県が示す納付金及び標準保険料率を基に、町が税率を決める事になります。

900万円、過去5年の状況では、8,900万円から7,700万円の間で推移しており、国保会計が療養給付費の支払いで不足が生じた場合などは補てんして支障がないよう上手く運用をしています。

国保の運営につきましては、国や県と一緒にって今後も安定的な運営に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

質問2 小型風力発電のガイドライン遵守を求める

現在、小型風力発電が町内6地域に30基が建設されていますが、一部地域では騒音で眠れない。説明会すら開かれていな

いなど苦情が出ています。

①町は状況把握に努め、実態調査する予定はないか

として療養給付費の支払をしています。

国保運営残高については、平成28年度末で約7,900万円、過去5年の状況では、8,900万円から7,700万円の間で推移しており、国保会計が療養給付費の支払いで不足が生じた場合などは補てんして支障がないよう上手く運用をしています。

国保の運営につきましては、国や県と一緒にって今後も安定的な運営に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

答弁(町長) 全国の自治体と歩調を合わせながら町条例制定も検討していきたい

町は現状把握に努め実態調査する予定はないかとのご質問ですが、町としては定期的に設置場所を巡回し建設の状況や風車の確認をしております。また、風車が民家に近い町内会長さんに地域住民から苦情がないか聞き取

てていると考えているのか。

③連絡がつかない業者もあると伺っていますが、あるとすれば重大事態です。今後の厳格な対応を求めます。

④事業者との間にガイドライン遵守の確約書を交わす考えがないか。

⑤再生エネルギーの推進と規制、共生のための町条例制定の検討について伺います。

り調査を行つており、今のところ苦情はないと伺つておりますが、小型風力に隣接する居住者からの苦情は1件ありました。

ガイドラインが守られていると考えているのかとのご質問ですが、一部にガイドラインを守つて頂けない業者があります。町としては国に不適切案件の報告を行うとともに、国の現地調査に積極的に協力し、町の現状を訴え、事業者の認定者として対応いただきたい旨お願いしております。

事業者との間に確約書を交わす考えはないかとの事ですが、町では小型風力発電施設建設に関する届出書を事業者に提出していくただいておりました。届出書の中には「ガイドラインの遵守」を明記しており、事業者より提出されることにより、確約書の代替としてガイドラインの遵守が確約されると考えております。町条例の制定の検討に

ついてですが、小型風力の建設については、今現在町にガイドラインがあるからこそ、無秩序な建設に歯止めがかかっていることもご理解願いたいと思います。

また、今後においては、国の指導のもと、全国の自治体と歩調を合わせながら町条例制定も検討していくかないと考えております。

質問3 メガソーラー計画の全貌を明らかにすべき

（フォトヴォルト社が行うメガソーラー計画は、今夏には事業性が確定する）と報告を受けました。町としては、環境影響調査は事業者が行うべき調査であり、事業者の調査報告に基づいて適正なものがどうかを確認しながら進めていく事としております。

今後におきましても事業の進捗状況について、事業者と連絡を取りながら、地権者及び議会議員の皆さんへご説明していくべきながら、事業者に向けた側面的な支援を

③町は現時点で環境景観振興対策がクリアできていると考えているのか。

答弁（町長）

事業の進捗状況について事業者と連絡をとりながら事業者へ向けた側面的な支援をしていきたい

していきたいと考えております。

質問4 原子力災害や大規模災害の備えの実効性を高めよう

県がすすめる原子力災害避難計画は徐々に具体化され、これに伴い町の避難計画も内容が進み、

町民は弘前市にある施設に自家用車を基本に避難することになっています。

①避難計画や訓練の評価、課題仕上げをどのように考へているのか。

②町は安全第一に原子力政策を進めるとしていますが、どの時点でどのような評価で安全を担保していくのか。

③原子力に限らず十和田火山や巨大地震もその可能性が伝えられ、備えも共通する点もあり、巨大災害への対応について施

「原子力編」を策定しましたが、実際の避難にあたって、より円滑な非難を実現するためには多くの課題が残されております。

県において原子力災害時に避難区域を判断するため、既存の3ヶ所のモニタリングポストに加え、平成28年度には町内6ヶ所の町有地に簡易型電子線計量が設置されています。

このように、これまでの経験を踏まえ一つ一つ課題を洗い出し、対策を講じ、避難訓練等でその実効性を検証していくことが不可欠であり、こうした取組により、常に避難計画の見直しを図ることにより、町民の安全を担保していきたいと考えております。

答弁（町長）

随時計画の見直しを実施し、町民の安全を担保していきたい

更に、巨大災害への対応についても、国・県・関係機関等からの情報を基に隨時計画の見直しを実施し、防災訓練等によりその実効性を検証し、町民の安全を担保していきたいと考えております。

一般質問



野坂 浩二 議員

質問1

空き家対策と町営住宅・定住促進住宅について

近年、全国的に問題になつてゐる空き家問題に対処する為、「空家対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日に全面施行され、市町村組みが整えられました。

答弁(町長)
空き家の状況について再調査を行い、適正管理条約の作成を検討したい

①県内では、空き家等の適正管理に関する条例が5市5町にて制定されていますが、今後、当町での空き家対策についての取り組みを伺います。
②国の補助を活用し、近年、大手建築業者の町内施工で困っている町内の建築業者を利用した空き家の改修・利用推進ができないものか。今後の町営住宅の建設計画・空き家の再利用についてお聞きします。

今後の町営住宅の建設計画についてですが、イタヤノ木団地につきましては、浜懸団地と集約する事として、平成29年度で2棟4戸を整備し既に入居済となつております。引き続き平成30年度で3棟6戸、平成31年度で3棟6戸、平成32年度で2棟4戸、合計で20戸整備して整備完了となります。有畠団地につきましては、平成34年度から平成38年度まで26戸整備して有畠団地が整備完了となります。また、南地区の吹越団地と善知鳥団地につきましても1地区に集約する事として、平成40年度から平成42年度まで14戸整備して全地区の町営住宅の整備が完了となります。

予算審査特別委員会は3月6日から7日の2日間開催しました。平成30年度当初予算案について慎重に審査し、澤谷松大委員長から本会議にその内容を報告しました。



澤谷松大 委員長

予算審査特別委員会

平成30年度の一般会計及び特別会計予算は、
予算審査特別委員会（澤谷松大委員長）に付託し審議しました。
町政全般にわたり質疑がありました。

【主な審議内容】

総務課

問 (歳出)
役場や町で使う消耗品についての地元の調達をお願いします。
答 町内で対応できるものにつきましては町内を優先して購入したいと思います。

健康
福祉課

産業
振興課

(歳出)

問 食生活改善推進委員会の活動が現在どうなつているのか報告してほしい。

答 食生活改善推進員の活動費として30万円計上しております。

問 シルバー人材センターの現況を教えてほしい。

答 平成30年度においては町としては社会福祉協議会に事務所を置いて、社会福祉協議会と県のシルバー人材連合会と協議を進めしており、設立に向けて研修会、情報交換会を検討しています。

(歳出)

問 菜の花プラザ管理費が昨年より230万円増額されている理由は。

答 230万円の増額には、農産物集荷等の委託料196万3千円が主なものですが、この業務は29年度はナタネの会に委託していましたが、30年度は菜の花プラザに委託する事で230万円増額しています。

問 自然体験ランド管理費のトラクター借上料が28年度は65万円で今年度は73万円になつていますが増額になつた理由は。

答 トラクター借上料ですが、場所は馬鈴薯を植えている畑、体験農場、菜の花フェスティバル会場周辺の草刈りを数回お願いしています。平成29年度は2名にお願いしており42日作業をお願いしました。なお、トラクターの借上料は農業委員会で

建設
水道課

(歳出)

問 土木総務費の中の急傾斜地対策事業負担金の中身は。

答 これは急傾斜地を青森県が横浜町管内に指定しております。この場所につきましては寺下、菅沼商店裏の山側の崖地となつております。70mで

営上の問題があり、当日受付はしていないのではと認識しております。できるだけマラソンに参加したい方は事前に申し込みをお願いしたいと思います。

平成30年度は調査設計費を県が1,000万円計上していることから町が20%の負担という事で200万円計上しております。

答 誘導灯の改修工事で170万円程計上します。施設内の誘導灯が古くなつて修理できない状況ですので、新しいLEDのものに変更するものです。

問 備品購入費の車両本体購入費の2,700万円の中身は。

答 中学校のスクールバス2台の購入を考えております。中型車1台とマイクロバス1台の購入予定で計上しております。

(歳出)

問 行政懇談会で菜の花フェスティバルの当日受付をやつてもらいたいと申します。

答 今年その考えがあるのか。らやつていないと認識しております。ゼッケンの配布に誤りが出て記録を間違えてしまうという運営上の問題があり、当日受付はしていないのではと認識しております。で

きるだけマラソンに参加したい方は事前に申し込みをお願いしたいと思います。

平成30年度は調査設計費を県が1,000万円計上していることから町が20%の負担という事で200万円計上しております。

(歳出)

教育
委員会

(歳出)

問 土木総務費の中の急傾斜地対策事業負担金の中身は。

答 これは急傾斜地を青森県が横浜町管内に指定しております。この場所につきましては寺下、菅沼商店裏の山側の崖地となつております。70mで

営上の問題があり、当日受付はしていないのではと認識しております。できるだけマラソンに参加したい方は事前に申し込みをお願いしたいと思います。

平成30年度は調査設計費を県が1,000万円計上していることから町が20%の負担という事で200万円計上しております。

答 誘導灯の改修工事で170万円程計上します。施設内の誘導灯が古くなつて修理できない状況ですので、新しいLEDのものに変更するものです。

問 備品購入費の車両本体購入費の2,700万円の中身は。

答 中学校のスクールバス2台の購入を考えております。中型車1台とマイクロバス1台の購入予定で計上しております。

(歳出)

問 食生活改善推進委員会の活動が現在どうなつているのか報告してほしい。

答 食生活改善推進員の活動費として30万円計上しております。

問 シルバー人材センターの現況を教えてほしい。

答 平成30年度においては町としては社会福祉協議会に事務所を置いて、社会福祉協議会と県のシルバー人材連合会と協議を進めしており、設立に向けて研修会、情報交換会を検討しています。

(歳出)

問 菜の花プラザ管理費が昨年より230万円増額されている理由は。

答 230万円の増額には、農産物集荷等の委託料196万3千円が主なものですが、この業務は29年度はナタネの会に委託していましたが、30年度は菜の花プラザに委託する事で230万円増額しています。

問 自然体験ランド管理費のトラクター借上料が28年度は65万円で今年度は73万円になつていますが増額になつた理由は。

答 トラクター借上料ですが、場所は馬鈴薯を植えている畑、体験農場、菜の花フェスティバル会場周辺の草刈りを数回お願いしています。平成29年度は2名にお願いしており42日作業をお願いしました。なお、トラクターの借上料は農業委員会で



平成29年度 「子ども議会」が開かれる

平成30年3月1日（木）に横浜小学校6学年による子ども議会が開催されました。子どもたちが「行政役」「議員役」に分かれ、提案された議案について質疑や討論を重ねながら、町の未来についての思いを話し合いました。

特に、お父さん、お母さん世代（30代、40代、50代）の仕事場の確保、若い世代を増やすために、若い世代が住みやすい住宅地、必要な建物の確保等、当町が現在抱えている課題についての質問には、これからのかまちづくりにおいて計画的に解決していくかなければならないと痛感させられました。横浜町としては初めての子ども議会で、大変意義深く感じました。今後も継続していきたいと考えています。



議員活動報告



4月19日（木）
*広報編集委員会

3月16日（金）
*全員協議会
2月23日（金）
*議会運営委員会

2月21日（水）
*総務教育常任委員会
2月14日（水）
*全員協議会

議会を傍聴しませんか

町の動きを知るよい機会です。
多くの方が町政に関心を持ち、議会を傍聴することが議会活性化の一つです。
3月定例会の傍聴者は21人でした。
次の定例会は6月12日～14日（第2回定例町議会）までの3日間の予定です。
一般質問は6月13日の予定です。
みなさんの傍聴をお待ちしております。（詳しくは議会事務局まで）

みんなさんの声をお聞かせください

町民の皆さんに親しまれる
紙面づくりを目指し、ご意見、ご要望
(傍聴された方のご意見も合わせて)
お待ちしております。

広報編集委員会
TEL78-2111 内線430・431